

令和5年度宮崎県介護ロボット導入支援事業実施要領

宮崎県介護ロボット導入支援事業（以下「事業」という）を以下のとおり実施する。

1 事業の目的

介護現場において、介護ロボットの導入は、介護従事者の身体的負担軽減や介護業務の効率化を可能とするものであり、介護従事者が継続して就労するための環境整備に有効である。

このことから、介護保険施設・事業所における介護ロボットの導入に要する経費について補助を行う。

2 事業概要

宮崎県内の介護保険施設・事業所における介護ロボットの導入に要する経費の一部を補助する。

(1) 補助対象事業者

宮崎県内にある介護保険施設・事業所

ただし、以下の対象サービス事業所は補助の対象外とする。

- ① 居宅サービス事業のうち、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売
- ② 介護予防サービスのうち、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販売

(2) 補助対象機器

次の①から③のすべての要件を満たす介護ロボットであること。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① (i) 移乗介護、(ii) 移動支援、(iii) 排泄支援、(iv) 見守り・コミュニケーション、(v) 入浴支援、(vi) 介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果があること。② 次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。<ul style="list-style-type: none">・ロボット技術(※)を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット※センサー等により外界や自己の状況を認識し、これらによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う介護ロボット・経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」(平成25年度～平成29年度)、「ロボット介護機器開発・標準化事業」(平成30年度～令和2年度)、「ロボット介護機器開発等推進事業(開発補助)」(令和3年度～)において採択された介護ロボット(「重要分野6分野13項目の対象機器・システムの開発」に限る。)③ 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。 |
|---|

(3) 補助対象経費

介護ロボット導入支援事業

補助対象事業者が介護ロボットの購入に要する経費（導入する際の必要な諸経費を含む）とする。

ただし、次に掲げる費用は補助の対象外とする。

ア 消費税及び地方消費税

イ 機器のメンテナンス費用

ウ パソコン、タブレット、スマートフォン等の通信機器費用又はインターネット回線使用料等の通信費

エ その他、本事業として適当とは認められない費用

※ 交付決定前に購入した機器については補助の対象外。

見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費

① Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費

（配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等）（以下「Wi-Fi 工事」という。）

② インカム

Wi-Fi 非対応型のインカムを含み、必要な諸経費を含む。

③ 介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費

（介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等。）（以下「システム連動経費」という。）

ただし、次に掲げる費用は補助の対象外とする。

ア 消費税及び地方消費税

イ 機器のメンテナンス費用

ウ インターネット回線使用料等の通信費

エ パソコン、タブレット、スマートフォン等の購入費用

オ その他、本事業として適当とは認められない費用

※ 交付決定前に購入した機器又は着工した工事については補助の対象外。

※ 1事業所につき1回の補助とする。（過去に事業所において、「見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費」の補助を受けている場合は原則補助対象外。）

※ 既に見守り機器を導入している場合において、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備を行う場合も対象とする。

(4) 補助金の交付額等

① 補助額

補助対象経費の1/2以内（補助額上限：1台あたり30万円。ただし、移乗支援及び入浴支援の機器は、1台にあたり100万円）。

② 補助対象の限度台数

必要台数（同一機器で定員を超える台数は不可とする。）

(5) 事業規模

予算額の範囲内とする（令和5年度予算：13,500万円）。

(6) 選定方法

申請額が予算額を超える場合は、次のとおりの優先採択事項を考慮し採択することとする。

○ 導入効果の高い事業所を優先

- ・ 施設系サービス（※）の事業所

※ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設

○ 補助実績がない又は少ない事業所を優先

- ・ 過去の補助実績、採択状況
- ・ 同一法人内の補助実績、応募状況

※ 申請額が予算額を超える場合は、補助額や補助対象機器台数を調整し、減額する場合がある。

(7) 導入効果報告

本事業により補助金を利用した事業者は、導入後3年間、導入効果について、「導入効果報告書」（様式第6号）により、4月末日までに報告しなければならない。

(例) 令和5年12月に導入した場合

令和7年4月、令和8年4月、令和9年4月までにそれぞれ報告

3 申請手続き等

(1) 提出資料

	提出資料	データ形式
①	補助金等交付申請書 (別紙1)	エクセル ファイル
	導入計画書 (様式第1号)	
	申請額算出内訳書 (様式第2号)	
	収支予算書 (様式第3号)	
	個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書 (様式第4号)	
	誓約書 (様式第5号)	
②	納税証明書 (県税に未納がないことの証明) の写し ※ 申請日から3か月以内のもの	PDF ファイル
③	個人住民税の領収証書の写し ※ 申請日から6か月以内のものを1月分添付	
④	見積書等	
⑤	購入予定機器及びシステム連動経費に係るカタログ、パンフレット等	
⑥	Wi-Fi 工事に関する図面 【該当がある場合のみ】	

※ 上記の提出書類のほか、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

(2) 提出方法

電子申請システムにより提出すること。

電子申請システムには、以下のURLからログインできます。

【電子申請システムURL】

<https://shinsei.pref.miyazaki.lg.jp/FIyI115Q>

4 令和5年度募集スケジュール

(※スケジュールについては変更になる場合があります。)

6月8日(木) 募集開始(導入計画書等の提出)(事業者→県)

※ 先着順ではありません。

————— 募集締切 令和5年7月7日(金) 必着 —————

8月中旬頃 県による審査、選定、採択

9月中旬頃 交付決定(県→事業者)

————— 交付決定後事業着手(購入・工事) —————

納品又は工事完了

→実績報告(納品又は工事完了から30日以内)

→補助金交付

————— 令和6年3月31日までに納品 —————

令和7年4月30日まで

令和8年4月30日まで

令和9年4月30日まで

} 導入効果報告(事業者→県)